



届出制手数料に関わる手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の300%(または150,000,000円) (上記のうちどちらか高い方) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が一年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の300%(または150,000,000円) (上記のうちどちらか高い方) 手数料負担者は求人者とします。
求人への補充に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の300%(または150,000,000円) (どちらか高い方) 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別な求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000,000円 活動1日あたり 5,000,000円 (または、活動1日あたり 500,000円) 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の300%(または150,000,000円) (上記のうちどちらか高い方) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が一年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の300%(または150,000,000円) (上記のうちどちらか高い方) 手数料負担者は求人者とします。
備考	* 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。